

令和 6 年 1 月 26 日（金）

資料 3－1

令和 5 年度 第 3 回 自立支援協議会

令和 5 年度の地域生活支援拠点等の整備状況について

1 板橋区の地域生活支援拠点とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

「板橋区障がい者計画」における位置づけ

○「板橋区障がい者計画2023」では重点項目の一つとするとともに、5つの機能それぞれを重点項目を推進する主な事業に位置づけた。令和6年度を始期とする「板橋区障がい者計画2030」でも同様に位置づけ、各機能の充実に向けた取組の検証・運用を行っていく。

○また、地域生活支援拠点等の運営にあたっては、区市町村において各機能の実施状況を評価し、地域課題の抽出及び対応策の検討をPDCAサイクルの視点で継続的に行う必要があることから、適宜、地域自立支援協議会にて評価していく。

2 令和5年度地域生活支援拠点等運営会議の実施状況

回	開催日	議題	検討内容の要点
第1回	R5.6.6	○各機能の進捗確認・検討	・取組状況の共有（安心支援プランの運用など） ・事業所の拠点登録状況について共有 ・運営会議における安心支援プランの取扱いを協議
第2回	R5.9.15	○各機能の進捗確認・検討 ○安心支援プランの登録	・取組状況の共有（赤塚ホームの拠点登録など） ・拠点登録事業所から提出された安心支援プランの内容確認と登録認定 ・安心支援プランから掘り起こされた地域課題の共有、検討の方向性を協議
第3回	R5.12.25	○各機能の進捗確認・検討 ○地域課題の検討	・取組状況の共有（安心支援プラン運用の振り返りなど） ・安心支援プランの運用状況や赤塚ホームで開始された短期入所事業の状況から、各機能の取組の方向性を協議
第4回	R6.2～3予定	○各機能の進捗確認・検討 ○次年度に向けた取組の方向性など	—

3 令和5年度地域生活支援拠点等運営会議から抽出された地域課題

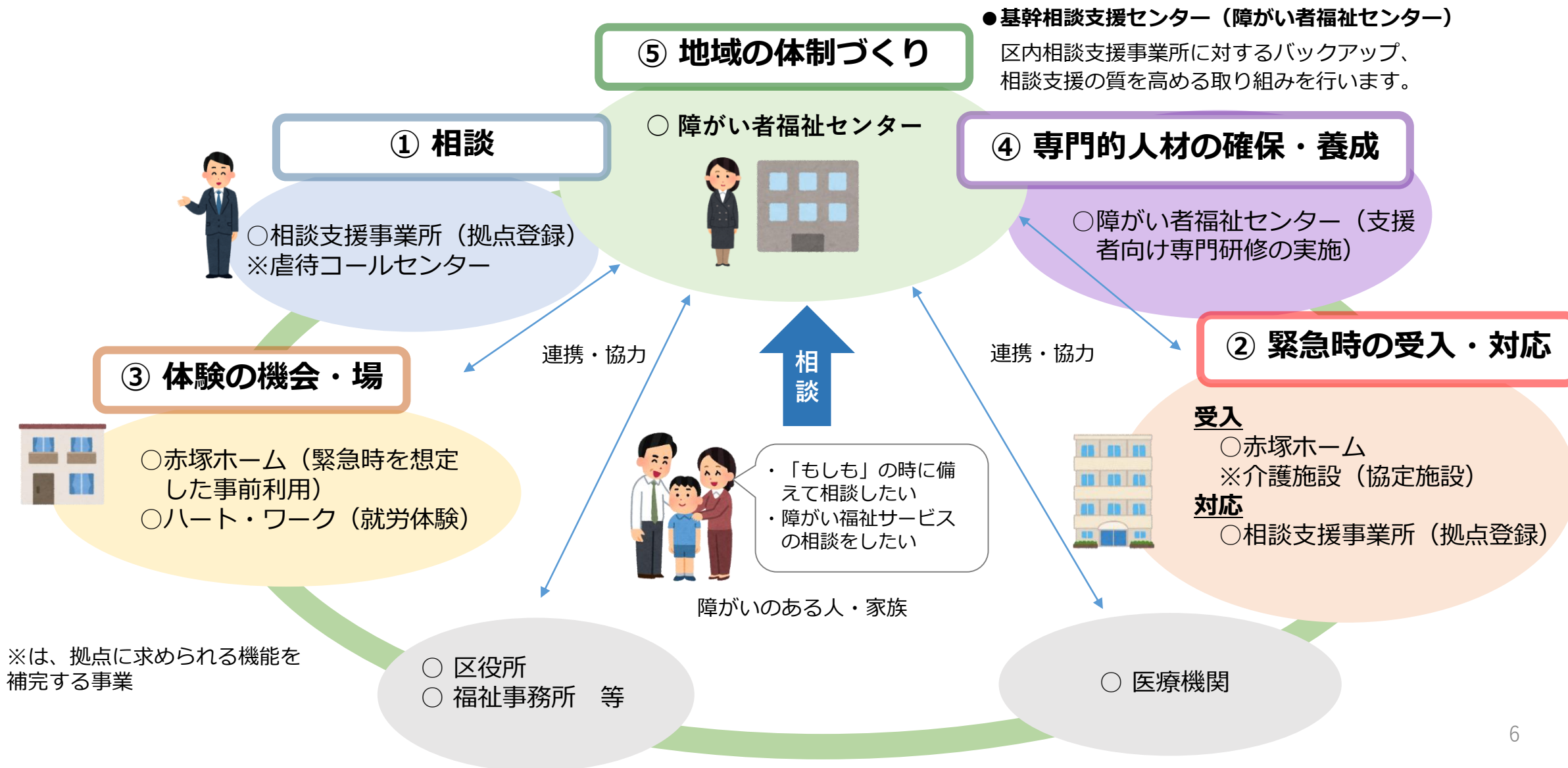
- 緊急時、本人の障がい特性に対応可能な短期入所等の施設が少ない。
- 土日・夜間に緊急事態が発生した場合、情報集約・コーディネートする相談支援機関がない。
- 医療的ケアが必要な方の安心支援プランの作成を進めていたが、緊急事態が起こった際の一時的な受け入れ先（短期入所等）が見つからなかった。
- 支援者側としては安心支援プランを作るべきと思って作成を進めていたが、家族は安心支援プランの必要性を十分に実感できず、支援者側と家族との温度差を感じた。
- 赤塚ホームにおいて、短期入所事業が開始されたことで、レスパイト枠が拡充され、緊急保護事業はより緊急案件に特化できる体制となったが、赤塚ホームだけでは対応しきれないケースも想定される。そのため、他の短期入所施設等に対し、引き続き、拠点への登録・協力を求めていくことは重要である。

4 令和5年度地域自立支援協議会からの主な意見

- 安心支援プランを作成するためには、障害支援区分が必要になる。緊急一時保護事業（赤塚ホーム）を使うためには、障害者手帳が必要になる。障害支援区分や障害者手帳を保持していない方への緊急時対応について、引き続き検討を進めていただきたい。
- 安心支援プランは拠点登録した計画相談支援事業所しか作れないという点について。全事業所が登録するわけではない。プランを作成したくても、作成できない利用者があふれるのではないかな。また、事業所において他業務が多忙で登録事務ができないということもあると思う。
- 相談支援事業所として、「安心支援プラン」の作成有無に関わらず、緊急時に対応しなければならないという認識はある。ただ、実際に動いてもらう短期入所や赤塚ホーム、ヘルパー事業所が、どの程度拠点等について理解しているのかが懸念される。
- 相談支援事業所自体が、24時間の相談支援体制をとれるかが重要。そのような体制をとれない事業所が多い中、登録をすすめる手立てが難関。
- 医療的ケア児の受け入れ先が少なく、緊急時に利用できない。板橋キャンパスで対応できるか、期待したい。
- 事業所に拠点登録してもらうためには、事業所の報酬部分をもっと伝えていく必要がある。

5 板橋区のめざす地域生活支援拠点等の整備状況

～住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「もしも」の時に備える地域を目指して～



6 各機能のめざす姿・取組・課題

①「相談」機能

区がめざす姿

- 障がい者福祉センター（基幹相談支援センター）の機能移転・充実や、特定相談支援事業所等を活用した、緊急時に常時連絡が取れる体制（拠点）の検討・整備
- 障がいの特性に応じた相談に加え、関係機関への円滑な接続ができる体制の検討・整備

区の実組

- 基幹相談支援センターによる、相談支援事業所へのアウトリーチを含めた区全体の相談機能の強化
- 介護者不在等、緊急時に円滑に支援するための事前準備「安心支援プラン」の運用
- 相談支援事業所の拠点登録（現在3事業所）
- 【機能補完】日曜・夜間における障がい者虐待相談受付体制を整備

今後の取組・課題

- 基幹相談支援センターの運営・機能充実に向けた検討
- 夜間、土日等の相談支援体制の検討
- 障害支援区分を取得していない方等の緊急時相談体制の検討
- 相談支援事業所への拠点等の登録促進・安心支援プランの作成

6 各機能のめざす姿・取組・課題

②「緊急時の受入・対応」機能

区がめざす姿

- 区内短期入所施設との連携、協力体制の確保に向けた検討・調整
- 緊急保護事業（赤塚ホーム）における受入の充実にに向けた検討
- 板橋キャンパスの短期入所施設における受入枠の確保に向けた調整
- 関係機関へ適切に接続しうる連携体制の検討

区の取組

- 赤塚ホーム短期入所事業の実施
- 短期入所施設（赤塚ホーム）の拠点登録
- 介護者不在等、緊急時に円滑に支援するための事前準備「安心支援プラン」の運用
- 【機能補完】介護施設との受入協定に基づく緊急時における受入（現在の実績1件）

今後の取組・課題

- 区内短期入所施設への拠点等の登録促進・協力体制の確保
- 緊急時に円滑な受入れを行うための現場レベルでの調整・連携（拠点登録事業所等）
- 障がい特性（医療的ケアや行動障がい等）に応じた受け入れ体制確保に向けた検討

6 各機能のめざす姿・取組・課題

③「体験の機会・場の提供」機能

区がめざす姿

- 区内共同生活援助（グループホーム）との連携・協力体制の確保に向けた検討・調整
- 板橋キャンパスの共同生活援助（グループホーム）における体験の場の受入枠の確保に向けた調整
- 居住以外の体験として、就労等の体験の機会や場を提供

区の取組

- 赤塚ホームでの緊急時の対応を想定した事前利用の促進
- ハート・ワーク「カフェこすもす」での就労体験の実施
- 区内グループホーム実施法人への拠点に関する個別説明

今後の取組・課題

- 区内グループホームへの拠点等の登録促進・協力体制の確保
- 区内日中活動サービス系事業所への拠点等の登録促進・協力体制の確保

6 各機能のめざす姿・取組・課題

④「専門的人材の確保・養成」機能

区がめざす姿

○研修の種類・内容等の充実を図り、専門的知識の拡充を図るとともに、人材確保に取り組む。

区の実組

- 基幹相談支援センターにて、支援者向け、強度行動障がい、医療的ケア、精神障がい、高次脳機能障がい等の研修を企画・運営
 - ・強度行動障がい研修（動画配信）：令和6年2月予定
 - ・医療的ケア研修（動画配信）：令和6年3月予定
 - ・精神障がい研修（動画配信）：令和5年12月1日～令和5年12月31日
 - ・高次脳機能障がいセミナー（集合研修）：令和6年1月20日

今後の取組・課題

- 各種研修への受講推奨
- 様々な障がい特性に対応できる事業所の増加

6 各機能のめざす姿・取組・課題

⑤「地域の体制づくり」機能

区がめざす姿

○既存の連携体制の強化及び連携先の拡充による、ネットワークの充実

区の実践

- 基幹相談支援センターにて、福祉サービス事業者向けの会議を企画・実施
- 基幹相談支援センターにて、相談支援事業所実務担当者連絡会を企画・実施
- 基幹相談支援センターにて、医療・保健・介護分野との連携強化（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会、板橋区在宅療養ネットワーク懇話会などへの参加）
- 地域生活支援拠点等運営会議の企画・実施

今後の取組・課題

- 区内障がい福祉サービス等事業所との連携構築
- 区内障がい福祉サービス以外の社会資源との協力体制の検討
- 拠点関係機関において緊急時の受入・対応に関する事例や地域課題の共有

●板橋キャンパス栄町用地（都有地）における障がい福祉サービス事業所の施設整備進捗状況

- 現在、運営事業者の公募について、事業者からの申し込みを終了し、審査期間となっている。審査結果は、東京都における事業選定委員会での決定を受け、3月下旬にプレス発表される予定である。

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとの連動

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムは、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者の共通認識のもと、国の「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を整備していくものです。
- これまで板橋区では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。
- 今後、それぞれの取組状況を、適宜報告し合い、必要とされる事業・取組等が合致する場合には、一体的な進行管理や議論を行うことで、「地域生活支援拠点機能」の充実・強化と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組を並行して進めていきます。